

国民年金

いい 暮らし
11月30日は「年金の日」です

■受け取る年金額を増やしませんか？

追納制度・付加保険料

追納制度

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生特例を受けた期間があると、全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。そこで、老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、免除期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

付加保険料

毎月の国民年金保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。付加年金額（年額）は、「付加保険料納付月数×200円」で計算します。
※付加年金額を納めるには申し込みが必要です。役場住民課にて受付しています。

●追納に関する注意事項

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は追納できません。
- 老齢基礎年金を受けられる人は追納できません。
- 原則、免除期間の古い方から追納することになります。
- 追納するためには、申し込みが必要です。

●問い合わせ

役場住民課 住民係 ☎096(293)3112
 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142

国民年金基金

国民年金基金

自営業・フリーランスで働く人など（第1号被保険者）が将来受け取る老齢基礎年金に上乗せをする公的な年金制度です。加入は任意です。



●特徴

- 掛金は全額社会保険料控除となり節税になります。
- 基本は終身年金で遺族補償も付いています（B型を除く）。
- 掛金は途中で増口や減口、一時休止ができます。
- 将来、年金の支給開始年齢が変わることはありません。

●対象

- 20歳から60歳までの国民年金第1号被保険者の人
- 60歳から65歳未満の人や海外居住している人で国民年金に任意加入している人
- ※国民年金の保険料の免除や納付猶予を受けている人、農業者年金に加入している人は加入できません。
- ※60歳以降、引き続き加入する場合は手続きが必要です。
- ※国民年金の付加保険料を納めている人は、国民年金基金に加入すると、その部分は納付する必要がなくなります。



年金額のシミュレーションや加入プラン、資料の請求ができます

国民年金基金の加入は口数制です。ひと月に支払う掛金は、選んだ年金の型と加入口数で決まります。詳しくはホームページをご覧ください。

●問い合わせ

全国国民年金基金熊本支部 ☎096(387)2220
 国民年金基金ホームページ
<https://www.zenkoku-kikin.or.jp>

■「ねんきんネット」を利用してみませんか？

年金記録や将来の年金見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」を利用すると、いつでも自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、自身の年金記録をもとにさまざまなパターンの試算をすることもできます。

●対象

- 国民年金、厚生年金などの加入者および受給者
- ※旧法（老齢年金・通算老齢年金受給者）の人は、利用できません。
- ※「ねんきんネット」では共済組合加入期間は表示しません。

●確認できること

- 公的年金制度の加入状況
- 国民年金保険料の納付状況
- 年金見込額の試算 など



●自宅での「ねんきんネット」利用方法

- 基礎年金番号を用意の上、日本年金機構ウェブサイトの「ねんきんネット」ページで登録。
- お手元に「ねんきん定期便」がある人は、記載されているアクセスキー（17桁の数字）を使って登録。
- ※アクセスキーの有効期限は3カ月です。アクセスキーがない場合や有効期限が切れた場合でも、所定の申し込み手続きをすれば利用できます。
- 日本年金機構ウェブサイト（ねんきんネット）
http://www.nenkin.go.jp/n/www/n_net/

●問い合わせ 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142

■年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

●対象者

【老齢基礎年金を受給している人】

- 次の要件をすべて満たしている必要があります
- 65歳以上である
- 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人】

- 次の要件を満たしている必要があります
- 前年の所得額が約462万円以下である

●請求手続き

- ①新たに年金生活者支援給付金を受け取れる人
受け取りの対象者には、日本年金機構からお知らせを送付しています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入して提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了すると、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。
- ②年金を受給しはじめる人
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

●日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。年金生活者支援給付金の請求でお困りになったときには、お電話ください。



厚生労働省のホームページはこちら

年金給付金 検索

ねんきんダイヤル
 (ナビダイヤル)
 ☎0570(05)1165

